

## 第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画について

## 1 計画の趣旨

子ども・子育て支援法の規定により、県は国が定める基本指針に基づき、広域性と専門性を有する立場から、各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という。）を令和元年度中に策定する。

## 2 計画期間

令和2年度～令和6年度

## 3 計画策定に係る国の基本指針（平成26年内閣府告示第百五十九号）

## (1) 目的

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため。

## (2) 基本指針に定められている事項（子ども・子育て支援法第60条）

ア 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

イ 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

ウ 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

エ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

オ 上記に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

## (3) 基本指針の改正が予定されている項目（令和元年6月改正予定）

ア 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、県・市町村は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。

イ 外国につながる幼児への支援・配慮

・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、県・市町村は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するよう配慮を行うことが望ましいこと。

4 基本指針に基づき県計画に定める事項

必須記載事項	区域の設定	市町村が定める教育・保育提供区域を勘案した区域の設定
	サービス等の提供	県が定める区域毎の各年度の教育・保育等の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
	教育・保育の一体的提供	認定こども園の普及等、教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容
	従事者の確保及び資質の向上	教育・保育に従事する者等の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
	専門的な知識及び技術を要する支援	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
	関係機関との連携	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の円滑な実施のために必要な市町村との連携に関する事項
任意記載事項	広域調整	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
	情報の公表	教育・保育に関する情報の公表に関する事項
	他施策との連携	雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

※県計画は、各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の積み上げが基本となる。

※長野県社会福祉審議会子育て支援専門分科会（“長野県版子ども・子育て会議”）において計画案をご審議いただく。

5 策定スケジュール（別紙）

第二期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画策定スケジュール

		2018年度		2019年度											2020年度			
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～		
国					基本指針の改正作業、 改訂基本指針の公布											量の見込 と確保方 策の調査 (2020年 4月頃)	第二期県子ども・子育て支援事業支援計画スタート	
県	子ども・子育て支援事業支援計画の策定			計画案作成、市町村子ども・子育て支援事業計画との調整等														
	社会福祉審議会	(第2回) 諮問			市町村需要見込みの取りまとめ・集計	市町村確保方策の取りまとめ、 検討			素案			最終調整	最終案					
	子育て支援専門分科会 (県子ども・子育て会議)			会議開催準備	第一期計画の 進捗等			構成・計画骨子案の検討			計画原案の 検討等							
	パブリックコメント												1か月					
	部局長会議															計画 決定		
	議会					6月			9月		11月				2月			
	保健福祉事務所			管内市町村へのヒアリング、教育・保育の量の見込み、供給体制の確保の内容及び実施時期の取りまとめ、助言・指導														
市町村		利用状況把握調査等の 実施・集計	市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、県との連携・調整等														市町村計 画確定	